

【写】

富最賃審第9号
令和5年8月23日

富山労働局長
吉岡 勝利 殿

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）

本審議会は、令和5年8月7日付け富労発基0807第1号をもって諮問のあった下記特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、公労使三者の全会一致により、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金